

企画競争実施の公示

平成30年6月11日

近畿地方整備局整備局長
池田 豊人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 事業執行管理システム（CCMS）改良業務
- (2) 業務内容 本業務は、事業執行管理システム（CCMS）において、2019年5月に改定される新元号及び行政パソコンのWindows 10への移行に対応するためのシステム改良を行う業務である。
- (3) 履行期限 平成31年3月29日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務等について、平成20年度以降に完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において、1件以上の実績を有すること。

同種業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）又は地方公社（注3）において複数の出先事務所間のデータをとりまとめる機能を有するシステムの開発又は改良業務

類似業務：複数の事業所間のデータをとりまとめる機能を有するシステムの開発又は改良業務

注1）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す法人等とする。（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む）

注2）地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団

体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）とする。

注3）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

(5) 配置予定技術者（主たる担当者）については、下記のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に基づく技術士（情報工学部門、総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする））
- ・PMP（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）又は独立行政法人情報処理推進機構が定める情報処理技術者試験のレベル3以上の資格（旧資格でレベル3以上に相当するものも含む）
- ・特定非営利活動法人ITコーディネータ協会が定めるITコーディネータ

(6) 配置予定技術者（主たる担当者）については、下記に示される同種又は類似業務について、平成20年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）又は地方公社（注3）において複数の出先事務所間のデータを取りまとめる機能を有するシステムの開発又は改良業務

類似業務：複数の事業所間のデータを取りまとめる機能を有するシステムの開発又は改良業務

※（注1～3）の説明は2.（4）と同じ。

(7) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

(8) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

(9) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話 06-6942-1141 FAX 06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成30年6月11日から平成30年7月2日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3.(1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成30年7月2日16時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

ただし、持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時30分から16時00分まで

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。